

財団法人協調會大阪支所

第九條 就業定時間ヲ左ノ如ク定ム

四月一日ヨリ十月末日迄ニ至ル間午前七時ヨリ午後四時三十分迄トス、十一月一日ヨリ三月末日迄ニ至ル間ハ午前七時三十分ヨリ午後五時迄トス

但シ出勤ハ始業時間卅分前ニ入場スル事ヲ得ス仕事ノ都合ニヨリ早出残業臨時呼出等定時間外ノ就業若クハ休日ニ就業ヲ命ジ又ハ定時間内ニ早引退場セシムルコトアルベシ

特別ノ事由ノアルモノニ非ラザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十條 休憩時間ヲ左ノ通りトス

午前十時ヨリ十分間 正午ヨリ卅分間 午後三時ヨリ十分間

財団法人協調會大阪支所

前項志願書ヲ適當ト認メタルトキハ體格検査技能試験ノ上合格者ニ限り採用ス

第八條 志願者記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ届出ズベシ

第九條 就業定時間ヲ左ノ如ク定ム

四月一日ヨリ十月末日迄ニ至ル間午前七時ヨリ午後四時三十分迄トス、十一月一日ヨリ三月末日迄ニ至ル間ハ午前七時三十分ヨリ午後五時迄トス

但シ出勤ハ始業時間卅分前ニ入場スル事ヲ得ス仕事ノ都合ニヨリ早出残業臨時呼出等定時間外ノ就業若クハ休日ニ就業ヲ命ジ又ハ定時間内ニ早引退場セシムルコトアルベシ

特別ノ事由ノアルモノニ非ラザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十條 休憩時間ヲ左ノ通りトス

午前十時ヨリ十分間 正午ヨリ卅分間 午後三時ヨリ十分間